岐

第 二 千 八 百 九 + 五 号

平成二十九年十一 月 七 日

告

示

岐阜県告示第四百九十九号

課) 六五一ジ

画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、海津都市計

平成二十九年十一月七日

六五

岐阜県知事

古 田

海津都市計画下水道事業 海津市公共下水道

Ξ 事業施行期間

課

課

課

海津市

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

平成四年一月二十四日から

四 平成三十六年三月三十一日まで

事業地を表示する図面において表示する。

六五六

六五六 六五六 六五五 六五五 六五五 六五四 六五三

六五七

六五六

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十五条の二の規定により、 収用の

毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

県

公 報

平成二十九年十一月七日

裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十九年十一月七日

岐阜県収用委員会

会長

毛

利

哲

朗

ᄁᄩᆎᆇᆓ

起業者の名称

国土交通大臣

南濃町安江字河原南地内まで 事業の種類 級河川木曾川水系揖斐川改修工事(岐阜県海津市南濃町太田字町通地内から同市

Ξ 裁決手続の開始を決定した土地の所在、 地番、 地貝

土地の所在

岐阜県海津市南濃町太田字町通

=	±	也
番		
=	1	
宅地	公	1114
地	簿	地
宅地	現	目
地	況	I
	公	地
元	簿	
	実	積 (),
九 五 五	測	(m)
110 •(114	積 (m) to (m	収用しようと

<u>注</u> 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて

四 土地所有者の氏名及び住所 縦覧に供する。 岐

	〇一番地	岐阜県海津市南濃町太田六(武	加藤
所	1	住	名	氏

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

加藤	氏
菊 夫	名
岐阜県海津市南濃町太田二番地	住
使用借権し、権利が存する場合は、の権利の存否不明。ただの権利の存否不明。ただ	権利の種類

	-	一旦一司一・シエョモ人ト
野哲一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	愛知県名古屋市東区東新町一番地	使用借権し、権利が存する場合は、の権利の存否不明。ただの権利の存否不明。ただ
弘 店長 徳升良 徳升良 で で で で で で で で で で で で で で で で の	岐阜県岐阜市梅ケ枝町二丁目三一番地	使用借権し、権利が存する場合は、の権利の存否不明。ただの権利の存否不明。ただ

裁決手続の開始を決定した年月日

六

平成二十九年十月十二日

岐阜県収用委員会告示第二号

裁決手続の開始を決定したので公告する。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の

平成二十九年十一月七日

岐阜県収用委員会

会長毛 利

哲

朗

南濃町安江字河原南地内まで **一級河川木曾川水系揖斐川改修工事 (岐阜県海津市南濃町太田字町通地内から同市**

事業の種類

国土交通大臣 起業者の名称

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、 土地の所在 岐阜県海津市南濃町太田字町通

地目、地積等

_	ţ	t
番	看	
畑	公	地
Д	簿	-6
宅地	現	目
地	況	Ι
	公	地
元	簿	
	実	積
四 五 五	測	(m²
四九•五五	t 0	収用しようと

	(653	3)	4	Z成 29	年 11	月7	日		岐		阜	県	Į	公	į	報								第2	8 9	5号	•
		Š	川藤 榮台 伎皇			加藤菊夫岐阜	氏名	五 土地に関して権利を	加藤 菊夫	又は	材料としています。	人遠藤	相続人 林 正男	相続人清水よ	林	林英	人柴田	相続人、松長、香里	林級人 児島 美里		林茂男) 法定相続人 (持分不	(亡) 林繁男 (登記簿氏名	不明。ただし、	氏名	四 土地所有者の氏名及び住所	縦	(注) 収用しようと
位を行れ	吏用昔権し、権利が存する場合は、	1	支皇県毎聿市有機叮太田一一番也 上也ご関する所有権以外	は、使用借権林繁男法定相続人の場合	し、土地所有者が(亡)	岐阜県海津市南濃町太田二番地 一、九番利の字石不明。 ただし は阜県海津市南濃町太田二番地 土地に関する所有権以外	住所権利の種類	土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類	岐阜県海津市南濃町太田二番地		ンパーク南明町三〇四号の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	愛如果公片電片千重公開月丁二二十六二番也福島県白河市和尚壇山二番地一一六	愛知県刈谷市司町六丁目一六番地二一	マンション道徳四〇一号 愛知県名古屋市南区豊田五丁目五番二八号 真栄	愛知県名古屋市南区東又兵ヱ町三丁目一番地の四		愛知県岡崎市柱町字南屋敷三七番地五		リアス二子山公園八〇一号の一番地一のケー		(持分不)	灣氏名		住所	(が住所)		収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて
				1									7	が第二	項	Hh								六			
美濃市	中津上市	週	多治見市	計	大垣市	岐阜市	击 馬 本 允	健全化判断比率	平成28年			平成二十九年		U V/	(同法第二十二	地方公共団体の	: !	平成二十八					平成二十九年十月十二日	裁決手続の開	野哲	節 殳社長 勝会社 代表取	中部電力株式
	ы	ч	а	- G	aı	ч	実質赤字比率		平成28年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要			九年十一月七日	24は俤る幸台の根裏を次のとおり公えでる	終ニ系を最后の概要を欠りこうり公長ける。 規定による県内市町村の平成二十八年度の決算に基づく健全化判断比率及	十二条第三項において準用する場合を含む。) の規定により、	体の財政の健全化に関する法律 (平成十九年法律第九十四号) 第三条第四		十八年度の決算に基づく建全化判断比率及び資金不足比率の概要		公			十月十二日	の開始を決定した年月日			愛知県名古屋市東区東新町一番地
							連結実質赤字 比率	_	、健全化判断比率.		岐阜圓		ンのとすりと見る	次のようの公長にの平成二十八年度	準用する場合を含	する法律(平成士		く建全化判断比率	7	示				B			不区東新町一番地
11.2	9.9	4.8	- 1.6	9.0	0.9	4.6	実質公債費比 率		及び資金不足比		岐阜県知事 古 田		216	らの決算に基づく	含む。) の規定に	-九年法律第九-		で及び資金不足と							使用借権	し、権利の	
49.4	22.7				15.6		将米負担比率	(単位:%)	、率の概要		田肇			く健全化判断比率	により、同法第三条	十四号) 第三条第	(応率の概要							'F 7	し、雀利が存する場合は、の権利の存否不明。ただ	AAR-

第2895号	峙	皇	県	公	報	平成29年11月7日	(654)

-15 -		2 2							収	무			<u> </u>		牧			1 7-70		,,	/ 🗆		(654	٠,
当	Ж	革	州	霍	益	淵	卌	轍	炓	兩	碘	ᅱ	琠	₩	黒	业	E	믜	如	H	米	廸	岩	罪
⊞	墹	淵	>	لا ح	الت	ケ源	#	咻	怸	哥	神	ю	⊢	無	軍	齲	洏	污	務原	泵	범	尝		湴
粤	粤	串	閂	禺	禺	粤	粤	禺	粤	禺	라	라	라	라	라	라	라	라	라	라	라	라	라	라
7.	<u> </u>	7.0	12.	4.:	6.	12.	ω.	7.9	51	ယ္	11.0	12.	12.	4.	13.0	<u>-</u>	15.0	-0.:	<u>-</u>	5	6.	7.	5.	4.2
7	ω		-44	ω	-4-	0	0	0	0	7		ω	0	7		01	0,	01	0,		-4-		ω	10
78.9			89.8	16.6	50.0	62.4	13.8	82.3	95.2		61.4	0.8	45.0	27.8			32.1					13.3	24.8	
	田 町 7.7	野 町 1.3 田 町 7.7	要用 町 7.0 町 町 1.3 日 町 7.7	八町 12.4 柴川町 7.0 野町町 1.3 田町町 7.7	大内町 4.3 八町 12.4 野町町 13 田町町 1.3	月 町 6.4 2 内 町 4.3 八 町 12.4 野 町 1.3 町 1.3 1.3 町 1.3 7.7	大原町 町 12.9 戸町 町 6.4 大内町 4.3 八町 12.4 野町町 町 13 町町 1.3	井 町 3.9 ケ原町 町 12.9 戸 町 6.4 人 町 4.3 川 町 12.4 野 町 1.3 田 町 1.3	地 町 7.9 井 町 3.9 ケ原 町 12.9 プ 町 6.4 人 町 4.3 川 町 12.4 町 町 7.0 町 町 1.3 町 1.3	大	本	海 神 市 11.0 京 西 5.9 株 水 西 5.9 棚 井 西 7.9 棚 井 西 3.9 湖 八 西 12.9 海 八 西 4.3 山 川 四 12.4 大 西 西 1.3 八 田 西 1.3	12.8 14 14 15 17 18 18 18 18 18 18 18	2 中 中 中 12.9 1 中 中 12.9 2 中 中 11.0 11.0 2 中 中 11.0 11.0 2 中 中 11.0 11.0 3 月 月 11.0 11.0 3 月 月 11.0 11.0 4 中 月 月 11.0 11.0 5 日 月 月 11.3 11.3 6 日 11.3 11.3 11.3 6 日 11.3 11.3 11.3	(株) (株)	 	語	上	回 5.0 市 0.5 山 湯 湯 市 1.5 1.5 湖 海 湖 市 1.5 1.5 湖 海 河 河 周 1.5 1.5 村 水 市 1.5 1.5 村 海 河 周 月 1.1 1.3 田 井 月 月 1.1 1.2 田 井 月 月 1.0 1.2 田 大 月 月 月 1.2 1.2 市 川 月 月 1.2 1.3 大 男 月 月 月 1.3 1.3 大 男 月 月 月 1.3 1.3 大 男 月 月 月 1.3 1.3 日 月 月 月 月 1.3 1.3	20 25 35 35 35 35 35 35 35	1	株	株	23

_			71			٠,
実質赤字比率及び連結実質赤字比率がない場合並びに将来負担比率が算出され	≡	DHE	田当	≡	퍼	训
ボギ		_		_	津	_
똤	津	禺	孝	禺	閂	二
承及						
に い に に に に に に に に に に に に に						
べ						
油油						
非						
똤						
対						
14						
麵						
Ç.						
茶	1.0	7.1	10.2	11.3	9.1	11.3
				-		
臣						
i Ma						
· Marie						
⋷比率及び連結実質赤字比率がない場合並びに将来負担比率が算出さ			21.8	2.3		

卧 >μ \equiv Hol 峳

> 丱 诏 甘 挩

閂 禺 禺 閂

> 11.2 10.6 5.3

資金不足比率 県内の市町村及び一部事務組合の全公営企業会計において、資金不足はないため、 は、「」と表記している。 ない場合(地方債現在高などの将来負担より基金などの充当可能財源が多い場合)

 $\widetilde{\mathbb{H}}$

算出される資金不足比率はない。

指定自立支援医療機関の指定

第六十九条の規定により公示する。

二十三号) 第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百

平成二十九年十一月七日

(病院又は診療所)

名

岐阜県知事 古 田

クどものこころクリニッとものこころクリニッ国民健康保険飛驒市こ 称 **○号** 飛驒市古川町若宮二丁目一番六 所 在 地 医療の種類自 立支援 精神通院 売**平** 二**成** 一 年指 月 日定

=

Ξ

以上一〇名

六

受験番号

岐阜県知事

古

田

中津川市えびす町一六九六番

同

売**平** 一成 ・

岐阜市北一色六丁目三番一

四

同

元**平** 成 た 言

高山市昭和町三

四五

同

売**平** 成 売

号岐阜市向加野二丁目一六番二九

同

売**平** ⇒ **成**

Ħ.

木曽川地域森林計画の案の縦覧

画区の地域森林計画を樹立したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第一項の規定により木曽川森林計

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、 理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。 知事に対

岐阜県知事 古 田

岐阜県東港城阜県東港港域阜県東港港	縦
展展 林事	覧
林林業課課課	場
	所
同平 成	縦
元 九 	覧
=-	期
七七 まか でら	間

揖斐川地域森林計画の変更案の縦覧

地域森林計画の案を縦覧に供する 画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により揖斐川森林計

Ų なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、 理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。 知事に対

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古 田

岐阜県 岐阜県 岐阜県 岐阜県 岐阜県 岐阜県 横阜県 横阜県 横阜県 横阜県 横阜県 横阜県 横阜県 横山	縦
農林事務所部林政課	覧
林林林業業課課課	場
	所
同平成	縦
九 	覧
=-	期
七七 まか でら	間

岐

宮・庄川地域森林計画の変更案の縦覧

該地域森林計画の案を縦覧に供する。 計画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第五項の規定により宮・庄川森林

なお、 理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。 当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古 田

岐阜県飛驒	縦
©阜県飛驒農林事務所林。 吸阜県林政部林政課	覧
課	場
	所
同平成二	所縦
同平成二九・一	
同平成二九・一一・	縦

長良川地域森林計画の変更案の縦覧

地域森林計画の案を縦覧に供する。 画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第五項の規定により長良川森林計

Ų なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、 理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。 知事に対

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古 田

岐阜県郡上農林事務岐阜県岐阜県林阜農林事務岐阜県林政部林政課	縦
事務所林業課事務所林業課	覧
	場
	所
同平成二九	縦
	覧
	期
七七まか	

飛驒川地域森林計画の変更案の縦覧

地域森林計画の案を縦覧に供する。 画区の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり当該 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第五項の規定により飛驒川森林計

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対

四

平成三十年三月二十三日まで 平成二十九年十月二十七日から

中津川市、 作業地域

瑞浪市、

恵那市

測量法

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

公共測量の実施

Ξ

作業期間

公共測量

(基準点測量

作業種類

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

緃

覧

Ų 理由を付した文書をもって、 意見を申し立てることができる。

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事 古

田

岐阜県可茂農林事務所林業課岐阜県林政部林政課 岐阜県下呂農林事務所林業課 場 所 同 一 ーー・ 縦 覧 期 七 ま で ら 閰

公共測量の実施

四条第三項の規定により公示する 公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十 第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十九年十一月七日

岐

作業機関

古 田

岐阜県知事

とおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則 (昭和五十 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第四十六条第一項の規定により、次の

平成二十九年十一月七日

平成二十九年岐収委第一号及び第二号収用事件[一級河川木曾川水系揖斐川改修工

四条第三項の規定により公示する。 公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十 第一項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり

平成二十九年十一月七日

岐阜県知事

古

田

作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

= 作業種類

公共測量 (現地測量、 道路台帳附図

Ξ 作業期間

平成二十九年十月二十七日から

平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

瑞浪市

岐阜県収用委員会の審理の開始

四年岐阜県収用委員会規則第一号) 第七条の規定により公告する。

岐阜県収用委員会

会長 毛

利

哲

朗

国土交通大臣

起業者の名称

事件名

(岐阜県海津市南濃町太田字町通地内から同市南濃町安江字河原南地内まで)]

平成二十九年十一月七日発行

発 発 行 行 所 者

岐岐

庁 県

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐

阜文芸社